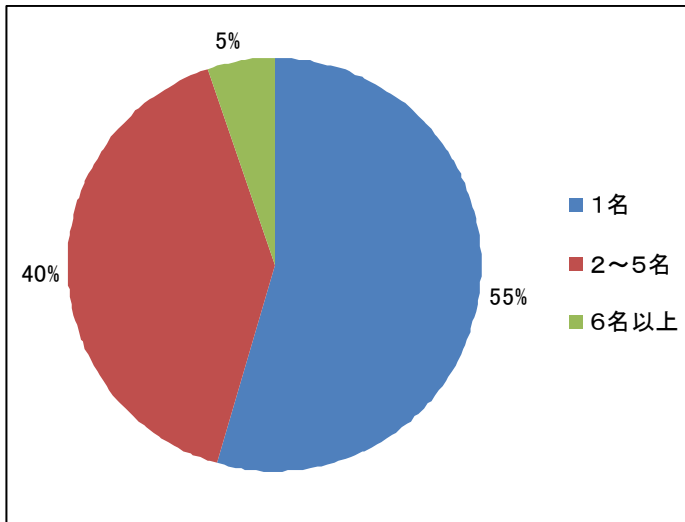


平成21年度高校生等への法律教室事業に関するアンケート 集計表

(法律教室実施司法書士会数 42 会・実施校数 596 校)

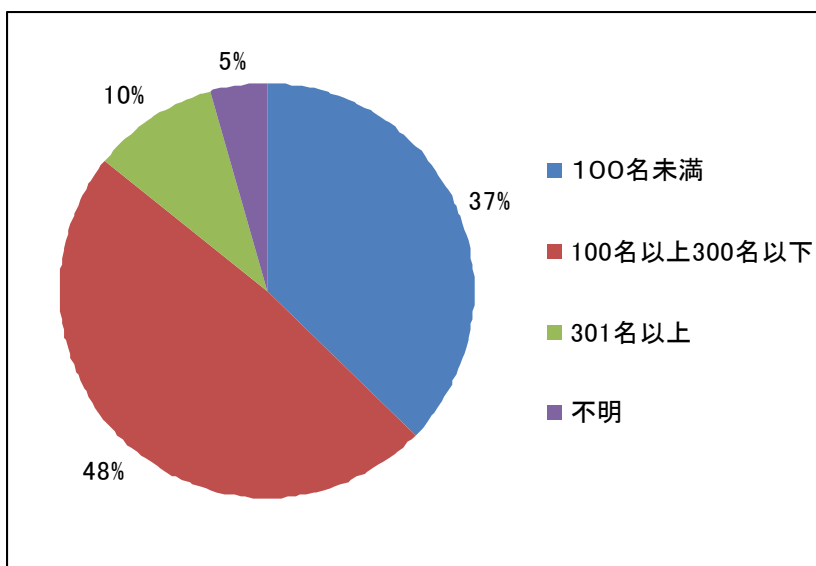
1. 高校等へ派遣した講師人数

- 1名 (348 件)
- 2名～5名 (259 件)
- 6名以上 (33 件)



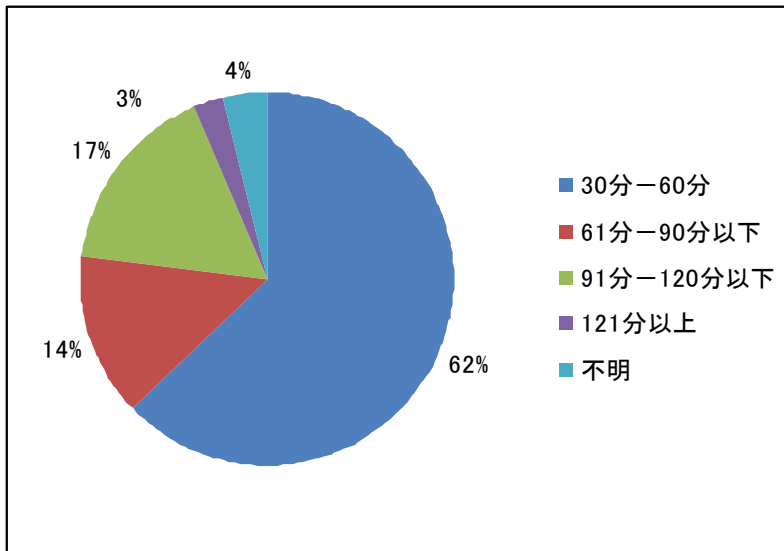
2. 法律教室の受講者数

- 100名未満 (239 件)
- 100名以上 300名未満 (311 件)
- 301名以上 (61 件)
- 不明 (29 件)



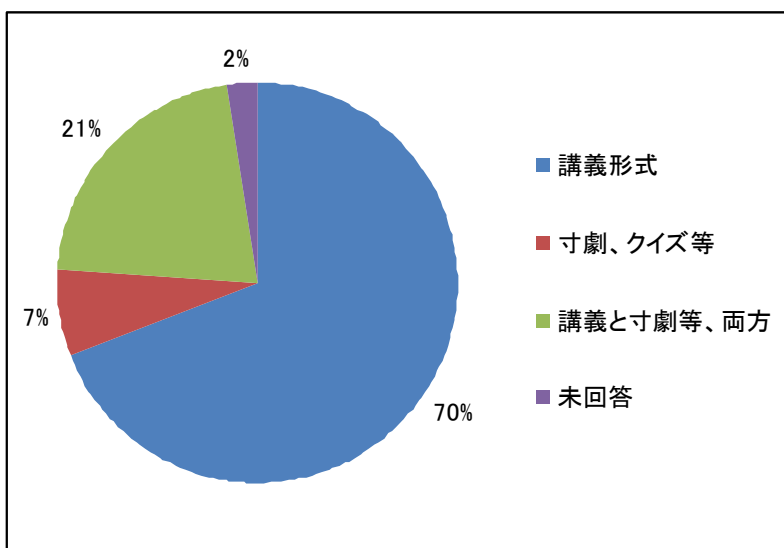
3. 法律教室 1 回ごとの時間分布

30分～60分（402件）
61分～90分（90件）
91分～120分（107件）
121分以上（16件）
不明（25件）



4. 法律教室の講義方式・様式

講義形式（29）
寸劇、クイズ等（3）
講義、寸劇等、両方実施（9）
未回答（1）



5. 法教育事業についての司法書士会における広報手段

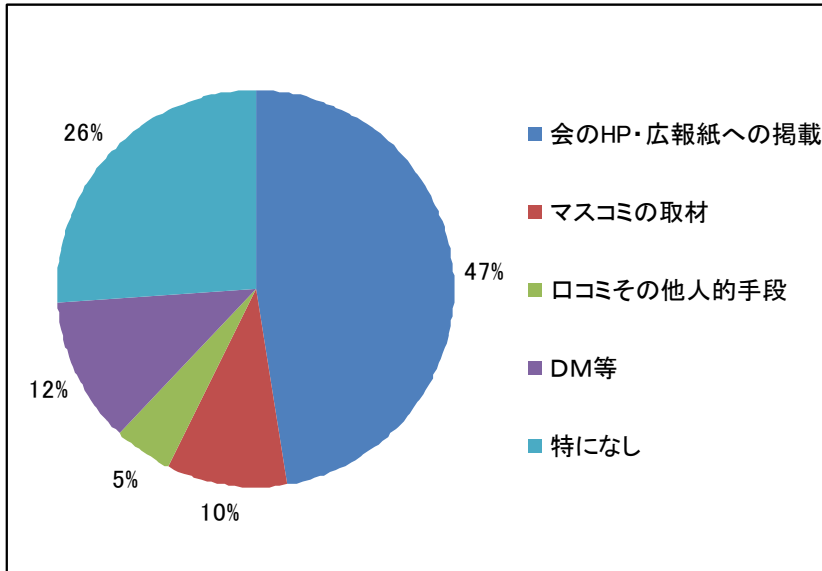
司法書士会のHP・広報誌への掲載 (20)

マスコミへの取材依頼・受付 (4)

口コミ・その他の人的手段 (2)

DM等 (5)

特になし (11)

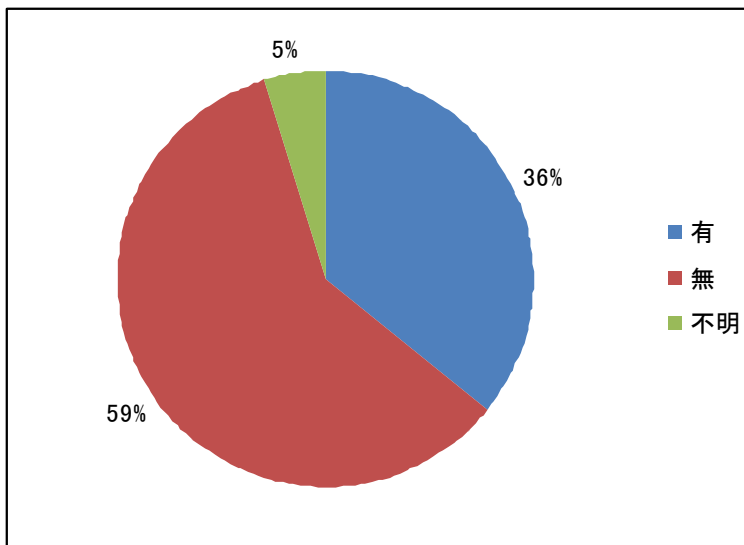


6. 講師名簿の有無

有り (15)

無し (25)

不明 (2)



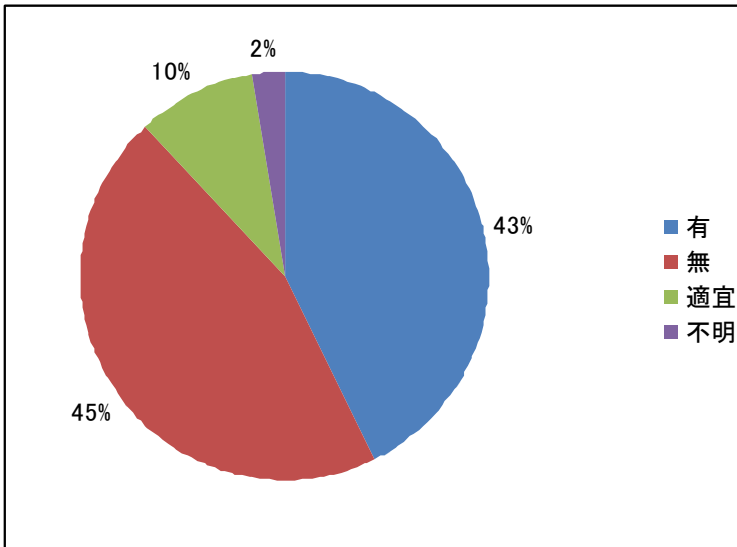
7. アンケート実施の有無

有り (18)

無し (19)

適宜 (4)

不明 (1)



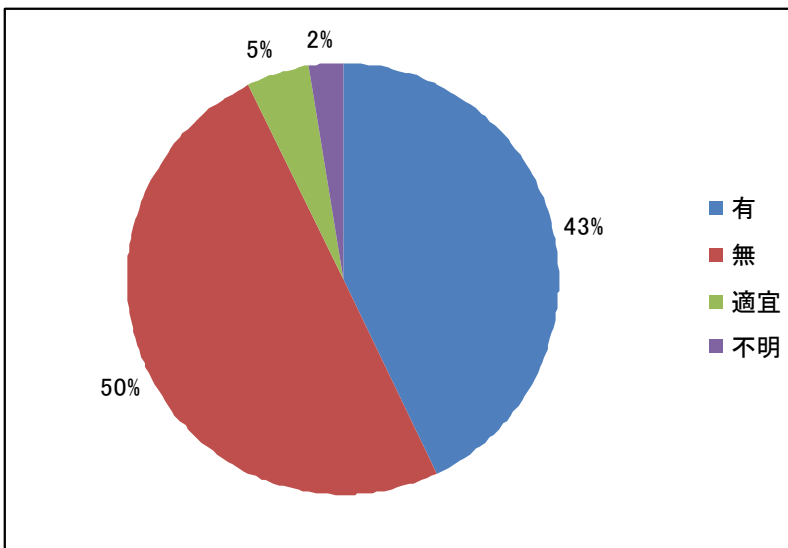
8. 高校等に派遣した会員に対する事前研修の有無

有り (18)

無し (21)

適宜 (2)

不明 (1)



講師への研修の概要

- ・ 使用教材の配布、内容説明、教材を用いた授業の実演
- ・ 講義の進行方法、時間配分、注意点等の確認
- ・ 寸劇のシナリオ作成、演技練習、リハーサル等
- ・ 日司連発行の『青少年のための法律講座（パワーポイント）』の紹介
- ・ マニュアルの作成配布
- ・ 講師養成講座の実施
- ・ 活動実績の紹介、講師経験者の体験談の紹介
- ・ 現役アナウンサー、元高校教師を招いて、話し方講座を実施
- ・ 生徒への消費者問題への啓発

研修実施なしの会の対応

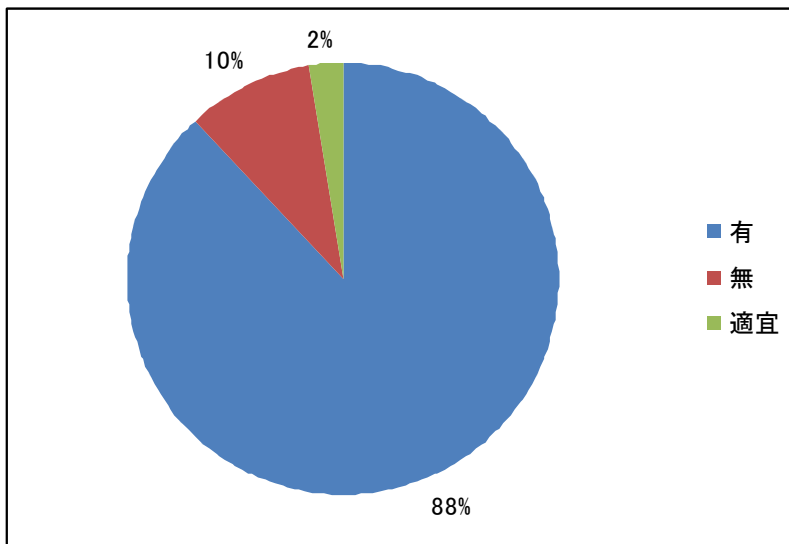
- ・ 新人の場合、派遣先に同行する

9. 高校等との事前打合せの有無

有り (37)

無し (4)

適宜 (1)



開催校との打合せ内容・方法等

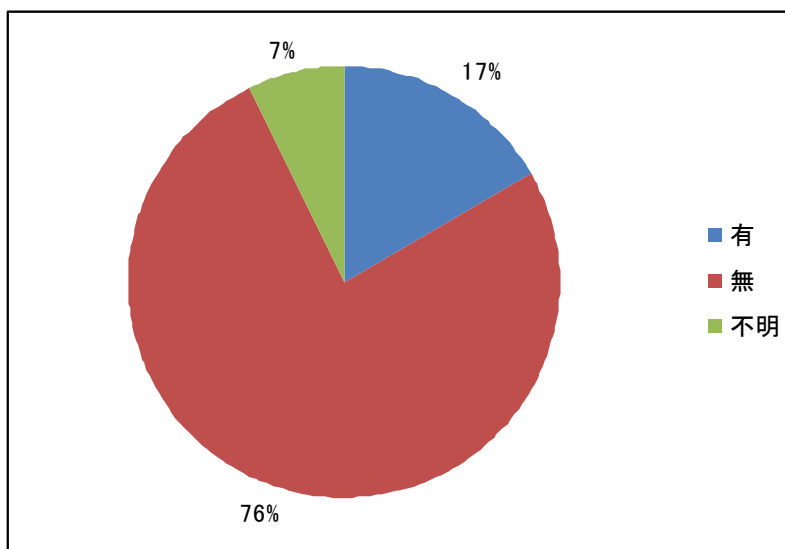
- ・ 本講座の趣旨説明
- ・ 講義内容、講義形態の確認
- ・ 日時・時間・人数・会場設備の確認
- ・ 備品の準備、レジュメの印刷、生徒に演じてもらう寸劇の配役等の確認
- ・ 講義内容についての要望のヒアリング
- ・ 学校で抱えている生徒に関する問題のヒアリング
- ・ 生徒の卒業後の進路、住環境、学校での様子等のヒアリング
- ・ 生徒が関心のある分野についてのヒアリング
- ・ 学校での消費者教育の実施状況の確認
- ・ マスコミ取材の可否の確認
- ・ 会の HP、会報掲載の可否の確認
- ・ 受講生の理解度、認識度のチェック

10. マスコミ等の取材の有無

有り (7)

無し (32)

不明 (3)



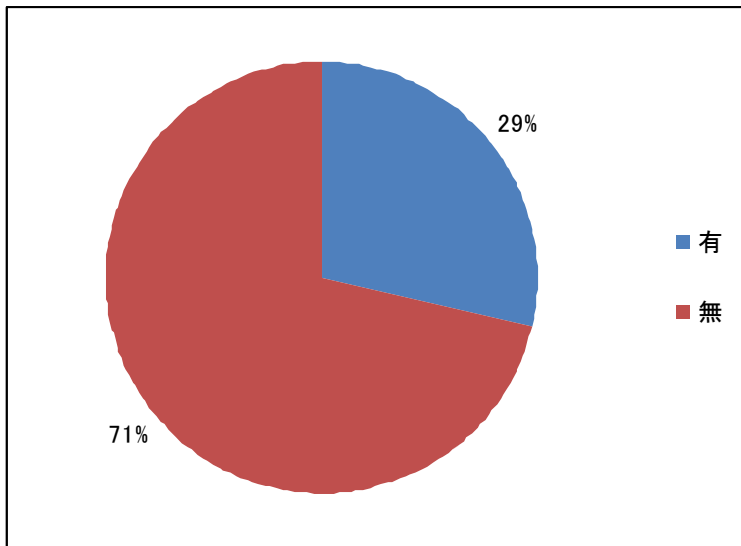
マスコミからの取材の概要等

- ・ TV局、新聞社への事前案内
- ・ 講義内容（寸劇等）、生徒の感想が地方紙に掲載
- ・ テレビ放映（ニュース）

1 1 . 教育委員会、消費生活センター等との協力の有無

有り (12)

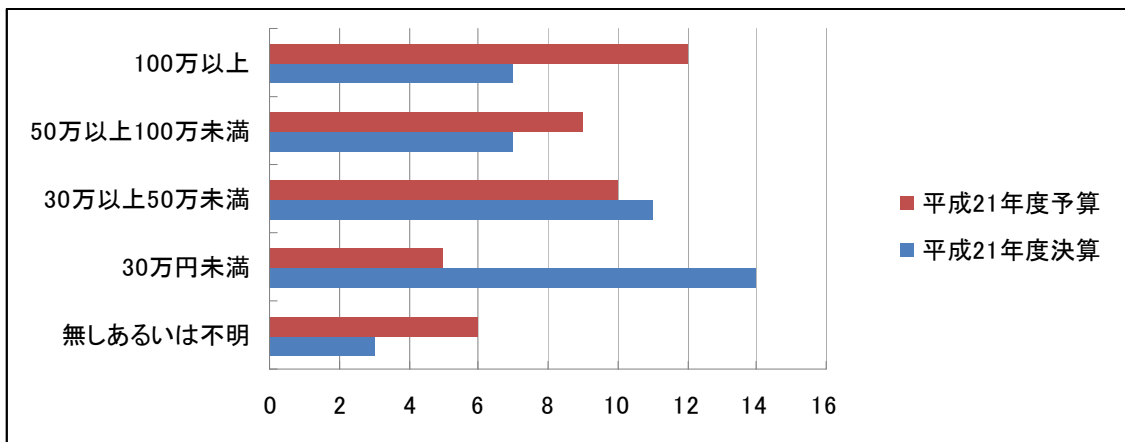
無し (30)



教育委員会や消費生活センター等との協力の内容

- ・ 市の消費者教育連絡協議会に司法書士会も参加
- ・ 市消費生活センターの「消費者教育講座」に講師を派遣
- ・ 県が主催する同様の高校消費者教育講座に講師を派遣
- ・ 県の金融広報委員会・消費者協会所属の派遣講師を対象とした研修会に講師を派遣
- ・ 県との共同開催（県から日当旅費支給、教材支給有り）、講師は司法書士・弁護士・金融広報アドバイザー・県職員の中から高校側が選択
- ・ 校長会、県下高校に対する開催案内協力
- ・ 消費生活センターのHP「出前型消費者啓発事業」欄に、会の実施事業を掲載し、広報面での協力を得ている
- ・ 意見交換を行い、開講先や講義内容の協議を行う
- ・ 募集につき教育委員会、資料につき消費生活センターの協力を得ている
- ・ 教育委員会からの名義後援

12. 平成21年度予算額及び決算額について



各会から寄せられた課題・問題点等

- ・ 講師不足（実施校増加、講師名簿登載者の講師受託拒否等）
- ・ 講師の手配（僻地、離島や登録講師数の少ない地域への対応等）
- ・ 講師の人材育成（担当講師の固定化、講師のレベルの均質化）
- ・ 講師名簿の作成、充実
- ・ 教材不足、教材の開発、現状に則した教材の改訂作業
- ・ 過去に開催実績のある学校において同じ教材を使用して法律教室を行うかどうか
- ・ 講義後に生徒に配布する資料の充実
- ・ 講義内容、結果の検証不足
- ・ 募集チャンネルの拡大
- ・ 予算不足（派遣講師への十分な旅費、日当の支払いができない）
- ・ 来年度（平成22年度）予算の縮小
- ・ 派遣先となる学校の選定基準の設定
- ・ 申し込み件数の低迷
- ・ 学校の法教育実施への理解
- ・ 学校側からの要望に対する講演内容や実施時期の調整
- ・ ゆとり教育が廃止され、学校のカリキュラムに余裕がなくなる可能性がある
- ・ 事前研修の実施
- ・ 支部間、講師間の情報共有不足
- ・ 担当委員会などの組織化、単位会内のシステム作り
- ・ 事業遂行マニュアルの作成
- ・ 司法書士による法教育のあり方の検討
- ・ 会員全体への意識浸透の方法
- ・ 他団体との競合（県主催、弁護士会等）
- ・ 法改正への対応